

# 養子の暗いイメージは、 いかにして形成されたのか —その歴史的考察—

竹内 みちる<sup>1</sup>・樂木 章子<sup>2</sup>

<sup>1</sup> 京都大学 人間環境学研究所 (〒606-8315 京都市左京区吉田二本松町)  
E-mail:takeuchi@p01.mbox.media.kyoto-u.ac.jp

<sup>2</sup> 岡山県立大学 社会福祉学部 (〒719-1197 岡山県総社市窪木111)  
E-mail:arakugi@fhw.oka-pi.ac.jp

本稿では、現代の養子縁組にまつわる暗いイメージの歴史的形成プロセスを検討した。徳川期には、養子は「イエ」存続のための方法として武士階級でも庶民階級でも広く行われており、そこには暗いイメージがないばかりか、養子にいった方が得という明るいイメージさえあった。本稿では、共同事業体的性格を有していた「イエ」が事業内容を減じ、明治・戦前期の「家」へと縮小し、戦後さらに子育てのみを事業とするまでに極限的に縮小した形態として、現在の「家庭」を位置づけた。そこには、欧米の家庭(family)のような独立した2人の個人が結婚し、同じく独立した個人としての子を育てるという個人主義の原則は希薄である。わが国のように「個人」というポジションが希薄であれば、産みの親に育てられず、「家庭」に属すことのできない子(養子の候補)は、何のポジションももたない不幸な存在とみなされ、その不幸な存在を引き取らざるをえない養子縁組にも暗いイメージがつきまとう。

*Key Words : adoption, family systems, the welfare of children*

## 序

近年、結婚をしない・子どもを持たないなど、家族形態が多様化している。その一つとして、養子縁組によって、血縁に根拠を持たない親子関係を結んでいく形態があり、それを斡旋する機関も存在している。しかし、一般的に養子にはどこか暗いイメージがついてまわる。なぜだろうか。筆者は、民間の養子斡旋団体であるNPO法人「環の会」において、同会を通じて養子縁組を行った養親子の明るさに接し、ある種の感銘を受けた(樂木, 2005)。本稿は、同会に関する考察を深める準備として、養子縁組にまつわる暗いイメージの歴史的形成プロセスを検討しようとするものである。

本論に入る前に、これまでの養子研究と本論の関係について述べておこう。これまでの養子研究は、大きく2つのタイプに分類できる。「家族制度としての養子制度」に関する研究と「子どもの福祉としての養子制度」に関する研究である。前者には、わが国で過去に存在し

た養子縁組に関する民俗学的研究や、「イエ」の維持に養子がいかなる役割を果たしたかなどを考察する家族制度論的な研究が含まれる。後者には、諸外国における養子制度そのものの研究や、欧米において主流とされる

「子どものための養子」という発想から日本に導入された特別養子縁組制度に関する研究が含まれる。この「子どもの福祉としての養子制度」におけるキーワードとしては、「イエのためではなく子どものための養子」、「特別養子縁組制度」、「子どもの福祉」などが挙げられる。

以上2系統の養子研究をみると、「子どもの福祉としての養子制度」研究においては、「子どものための養子」は肯定的に考えられている一方、「家族制度としての養子制度」研究が対象とする「イエのための養子」は前近代的なものとして否定的に捉えられている。しかし、現在、子どものための「養子」には概して暗いイメージがつきまどっている。また、後述するように、歴史的に、イエのための「養子」は、暗いイメージを伴わない慣行として定着していた。では、なぜ、イエのための「養

子」が暗い養子へと転じていったのか。本論文は、その歴史の変遷に一つの解釈を提示する。

予め本稿の結論を述べておくならば、「イエのための養子」から「子どものための養子」への変化は、主として、「イエ」から「家庭（近代的な家族）」への家族制度の変化と呼応して起きたものであると考える。そして、養子の暗いイメージは、家族制度は欧米型の「家庭」に変化しながらも、日本人の「個」の意識が、欧米と比べて確立していないという事情によって、もたらされているのではないかと考察する。また、日本のそのような家族状況の中に、不妊治療が、養子の暗いイメージの形成に影響している事実も位置づける。

具体的には、第一節で、「イエのための養子」観が顕著である、徳川期における養子縁組について簡単に要約する。第二節では、明治初期から戦前までの「イエ」から「家庭」への家族制度の変化について述べる。第三節では、戦後「家庭（近代家族）」の浸透と、「子どものための養子」である特別養子縁組制度について述べる。

また、本稿において、「イエ」という用語は、以下の意味を満たす共同経営体をさす（村上、公文、佐藤、1979）。

- ① 超血縁性
- ② 系譜性
- ③ 機能的階続性
- ④ 自立性

①の超血縁性とは、事実のレベルでは脱血縁化傾向を含むが、観念のレベルでは血縁的論理の親和性を有することである。②の系譜性は、集団において共有されている集合目標が、集団の持続と統合であることを言う。③の機能的階続性は、集合目標達成のために行われる集団の成員相互間の行為の調整方式である。具体的には、機能的な上下関係を持つ役割体系を持つことをさす。④の自立性は、生活資料の自給自足能力に加え、自己防衛の戦闘力を持つ、また内部統制については外部からの干渉を一切拒否するなど全体としての集団が示す主体性が極めて強力であることを言う。

徳川期までの上級武士・豪農・豪商の家は、以上のイエとしての性格を色濃く持っていた。それに対して、明治から戦前までの家は、イエとしての性格を大きく減じつつも、なお、その性格を引きずっていた。そこで、本稿では、徳川期の家を「イエ」、明治から戦前までの家を「家」と表記し、戦後に主流となる「家庭」と区別したい。

## 1、徳川期における養子

本節では徳川期における養子縁組が「イエ」存続という社会的必要性に支えられて、一般的に行われていたことと、「イエ」存続のための様々なケースに備えてバラエティに富む様々な種類の養子が存在していたことを述べる。以下武士階級と庶民階級の二つに分けて見ていく。

武士階級における養子は、その経済的な理由によって重要度は極めて高かった。それというのも、後継者のいないイエに関してはお家断絶を意味し、後継者の有無はイエ構成員全員の生活に直接関わる大問題であったからである。養子制度がいかに重要と考えられていたかは、武士家族法の約半数が養子関連法で占められていたとされることから伺える（鎌田、1988）。幕府は1642年相続制度の寛容化傾向を示し、それに影響を受けて諸藩も養子相続により寛容になった。これによって、武士の養子は近世初頭（天正十八～慶安四）には8～9%に過ぎないが、中期以降（承応一～）大幅に増大し、後期（寛保一～寛政六）には31%に及んでいる（竹内、1969）。

また養子と一言に言ってもその種類は様々であった。家督相続を目的とする養子としては

- ① 通例之養子
- ② 婿養子
- ③ 順養子
- ④ 末期養子
- ⑤ 仮養子

などがあった（中田、1926）。

①の通例之養子は、単に「養子」とも呼ばれた一般的なものであった。この通例之養子がすべての養子の基礎となる。一般に、この時期、同姓養子（親戚から養子をもたらうなど）に関しては無制限に受け入れられていたが、他姓養子については養子の家柄など考慮して行われた（河合、1999）。つまり、他姓の養子も可能だが、同姓近親者が優先とされた。②の婿養子は、婚姻と養子の二つの手続きを合成したものである。③の順養子は、自分の弟を養子とするものである。④の末期養子は、重病・危篤の際に願い出るものである。養親の死亡がその成立要件とされていた。⑤の仮養子は、参勤交代や遠国への赴任などの際、相続人のないものが旅先での急病に備えて、出発前に願い出るものである。旅先で当人が死亡した際に養子縁組が成立した。

家督相続目的以外にも

①「分知配当」の養子

②婿養子を迎えたり他へ嫁がせるためにもらう養女など多くの種類があることがわかる(中田, 1926)。①の「分知配当」の養子は、分知して分家してやるための養子である。

次に、庶民階級、その中の大多数を占めていた農民について見ていこう。庶民階級においては、規制は武士と比べて比較的穏やかであったようだ。そのため、農民を中心とした庶民の養子は、武士には許されなかった形態の養子も多く見られたようである(河合, 1999)。家督相続目的には

- ① 普通養子
- ② 婿養子
- ③ 順養子

があり、これは武士階級と同様である。家督相続目的以外には、

- ① 仕分婿養子
- ② 看抱養子
- ③ 養い子、しつけ約束の養子、奉公人養子

などこちらも養子と一言に言っても様々な形態があったことがわかる(中田, 1926)。①の仕分婿養子は惣領男子の姉妹のため婿養子を取ることで、将来分家をさせる目的で行われた。②の看抱養子は幼年当主を後見する養子である。幼年当主が幼少、病弱などのため直ちに継承できない場合、その姉に入り婿を迎え一時家督を継がせ、弟の成長・回復を待って彼に譲る方式である。入り婿として入ってきた姉の夫は、弟に対する後見役を期待する心情が含まれていたとされる。

以上のように、武士階級、庶民階級を通じて徳川期の養子縁組は、ある人物が、他の「イエ」から新たな「イエ」に迎え入れる際、当該人員に対して行われる契約的慣行として何ら特殊な慣行ではなかった(河合, 1999)。また、養子の目的は「イエ」という枠組みの維持・運営を目指すためのものであり、そのために様々な種類の養子が利用されていた。しかし、一つ注目しておくべきなのは、徳川期の養子は、同姓養子は無制限に認められるが、他姓養子はその養子の家柄に応じて認められるという形態であった(河合, 1999)。これはつまり養子となるものが、養家に養子に来る前に所属していた「イエ」を、かなり明確にわかって養子をもっているということである。同姓養子の場合であればもちろん、他姓養子の場合も養子が所属していた「イエ」柄を明確に意識されていることがわかる。このことは、後述する現代の養

子との差異であると言える。

また、「家族制度としての養子」に関する研究の中には、

「この部落に生まれ成人した男子にとっては、本家を相続するか・分家するか・養子になって養家をつぐかの3つの道しかなかった。この3つの中で養子になって養家を相続するのが、最も有利な道であったと思われる節がある。」(小野, 1978)

という記述にあるとおり、養子が社会的に受容されていた状況が指摘されているものもある。

## 2、戦前における養子

本節では主に、戦前「イエ」制度の衰退に伴って「イエのための養子」が衰退していったこと、および、それに代わって現れた「家庭」の成立に伴って「子どものための養子」の下地が作られたことを述べる。

徳川期における一般的でバラエティに富む「イエのための養子」から「子どものための養子」への変化の徴候として、地方裁判所の判決において西洋的な新しい養子観が芽生えていた(近藤, 1983)。具体的には、

「元来人ノ子ヲ養フテ我カ子トスル上ハ直シク我カ子ト同一ノ待遇ヲナスヘキモノナレハ其子醜行アリトスルモ離縁スルヲ得サルモノトス依テ被告(養子の実父)カ承諾スルニ於テハ格別承諾ナキ被告二対シ之レカ離縁ヲ強ユル能ハサルモノトス」1882 (M15) 大阪始審裁判所判決

「人ノ子ヲ養フテ我カ子ト為シタル上ハ其子ト同ク処置スヘキモノニ付養嗣子タルA男ノ帰来ヲ拒ムハ不当ナリトス」1882 (M15) 大阪始審裁判所判決

のような裁判判決が出ている(近藤, 1980)。裁判官の意識として新しい養子観が芽生えていたという指摘は正しいものの、この申し立てを行った人々は、あくまで「イエのための養子」を養子のイメージとして持っており、「子どものための養子」というイメージを持ってはいない。つまり、この時点(1882年段階)では、まだ「子どものための養子」というイメージは一般にはほとんどなかったと考えられる。

徳川期における一般的でバラエティに富む「イエのための養子」像からまず最初に剥奪されたのは養子のバラエティの要素であった。このことは、自然の身分と擬制の身分の矛盾を避けようとする政府の動きに現れている。すなわち、政府は1876年(明治9年)尊属及び弟妹と

その配偶者も養子とすることを禁止し、1884年ごろに年長養子一般を禁止、幼年戸主の養子一般を禁止するというように、自然の身分と擬制による身分との矛盾を避けようとした(近藤, 1983)。これは、様々な種類のあった養子を、自然な親子関係の中に収束させようとする動きとして考えることができる。自由度の高かった養子という概念が固定的な親と子の関係へと定着させられていったと言える。これによって、「イエのための養子」はその柔軟性を失い固定的な制度へと変化した。

さらに、明治民法下において、「イエのための養子」は急速に衰退していった。その理由は、「イエ」制度自体が明治民法下で衰退していく中で、「イエのための養子」もその必要性をなくしていったためである。明治民法における「家」は、今までの徳川期における「イエ」とは性質を異にする。一個の事業体としての徳川期における「イエ」に対して、明治民法下の「家」は、その事業体としての性質を減じていったといえる。明治民法の理想上の「家」は、戸主権を中心に家族員を親権・夫権の身分的秩序に服させ、その物質的基礎を遺産の長男子単独相続と祭祀相続とするというものであった(依田, 2004)。すなわち、生活の全般にわたる共同経営体としての「イエ」をその理想とした。しかし、実際は、家産は認められず、個人財産のみが認められたことから

「家」は事業体としての経済的基盤を失うことになった。また、親権として親子間に権利義務関係を設置したため、戸主権は同意書に過ぎず、戸主による制裁に効果なくなった(依田, 2004)。このように、事業体としての経済的・規範的な力を明治民法下の「家」は失っていった。また、農村では商品経済の浸透によって自給自足の経済が崩れ、農村外所得を得るために都市への出稼ぎが増えたのみならず、都市に流出する若者が増え、これらがいまっぴりイエの家族制度の生態学的経済的基礎を掘り崩したとされる(森岡, 1993)。

明治民法下で衰退していく明治民法の「家」に代わって登場したのが「家庭」という家族形態で、この「家庭」こそ「子どもの福祉のための養子」という発想の根拠を形作ったのである。「家庭」という言葉は、明治20年代『女学雑誌』などのマスメディアを通じて、従来の家族のあり方とは異なる新しい家族を示すものとして頻繁に使われた。「家庭」とは以下の特徴を兼ね備えている(小山, 2002)。

- ① 家庭とは、子どもの教育に積極的な関心を示す家族であり、家庭にあって子どもは、もはや家内労働力として捉えられることはなく、教育さ

れる存在、細やかな愛情を注がれ、一人一人に注意や関心が払われるべき存在となり、大人とは異なる特別な存在として位置づけられる。愛すべきものとしての子どもへの関心が存在していることが、従来の家族とは異なる家庭の一つの特徴でもある。

- ② 家庭には「男は仕事、女は家事・育児」という近代的な性別役割分業が想定されていて、近代の女性の家庭内役割の遂行は、家長による家政管理権の下での女性の家事労働ではなく、女性自身の裁量下で行われるものであり、女性の家庭内における自立性が目指された。
- ③ 家庭論においては、「一家団欒」「家庭の和楽」が追及すべき価値とされ、家族成員の心的交流に高い価値が付与された。
- ④ 家族成員には非血縁者である奉公人は排除されており、家族成員とそうでないものとの区分が明確化してきている。家族成員間には特別な関係性が存在するとされ、そこでは愛や親密さといった情緒的結合が求められた。

ここで注目すべきことは、この時期家庭が成立することで、子どもが愛すべきものとして関心を払われ教育・保護される存在として出現した点である。これは「子どものための養子」という子どもの福祉という発想に基づく養子に必要な「子ども」の概念の登場であると言える。ここに家のためではなく子どものための養子という発想の根拠が用意されたことになる。

言い換えれば、家庭の事業が子育て一つにまで縮小されたといえる。自給自足を基本とする様々な事業を持った「イエ」から、子育てこそが唯一の残された事業である「家庭」へと変化したわけである。

明治期「イエのための養子」の衰退と「子どものための養子」の下地が、それぞれ「家」の崩壊と「家庭」の成立によってなされたのだが、「家」の決定的な衰退は、日本ファシズムの敗戦によるところが大きい。日本ファシズムのイデオロギーは教育勅語の臣民倫理に集約される。教育勅語に盛られた臣民倫理は、祖先教的国体観に基づき天皇＝国家に対する忠誠と、父母に対する恭順＝孝行とを血縁擬制の論理で結合するものであった(依田, 2004)。

「民法出でて忠孝滅ぶ」に表現された国家全能主義者、穂積八束は、

- ① 「家」の延長上に国家を見ること
- ② 天皇と臣民・家父長と家族の権力関係を同一の

根源（祖先教）とすること

③ 個人主義の価値観にたつ法制度の創出は、国民統合の基礎を失わせることになり、教育勅語などにより道徳の次元で共同体的価値観をつぎ込むだけでは足りない。国家主義のイデオロギーを外化した制度として定着させねばならないと主張した。

国民は、国民各自の個別利害を政治的帰属集団である国家の「共同利害」にオーバーラップさせることによって、国家の他国に対する排外的・侵略的政策を支持した。帰属集団の中でも血縁擬制により「個」が埋没して「全体」として最も具体的な形で支配の意志が制度化されている「家」に国家が擬制されることが、日本ファシズムのイデオロギーの特質であるということが指摘できよう（依田，2004）。

戦後日本において、戦前の天皇制家族国家における、家族統合の論理である「孝」の延長に、国家統合の論理である「忠」を重ねることは廃止された。民主化の高揚の中で前近代的な「家」からの解放を求める世論が盛り上がりを見せた。戦前戦中の日本社会の前近代的制度や倫理は、すべて民主主義に反するとの思想にたつて、道徳上の「家」も徹底して廃止すべきという意見も強かったとされる（依田，2004）。つまり日本は、「家」の拡大である国家家族観による敗戦によって、「家」にまつわる事柄は、すべて反民主的な前近代的遺物として負の意味づけをなされた。

### 3、戦後における養子

戦後、「家」の衰退に伴って近代家族化が進行することで、「イエのための養子」から「子どものための養子」が養子観として一般化してくる。このことは「家庭＝近代家族」の普及が進行した後、1988年に特別養子縁組という「子どものための養子」が制度上生み出されたことから見て取れる。ここでは、まず「家庭」の普及に伴う特別養子縁組についてまとめ、特別養子縁組制度（＝「子どものための養子制度」）の受け入れが難しい現状について述べる。

#### （1）近代家族の進行

戦後普及した「家庭＝近代家族」では、歴史的にイエや家が有していた事業が極端的に縮小され、事実上、子育てだけが事業となった。それに伴い、子育て以外の事

業は、家庭の外で行われることになり、「父親はサラリーマン、母親は専業主婦」というパターンが一般的になった。また、家族員とそれ以外の区別がますますはつきりつけられることで、「家庭」は社会から孤立することとなった。

このような近代家族において母子密着が起きるメカニズムを上野（1994）は以下のように指摘している。すなわち、生産の場から放逐され、「母」であることにだけ存在証明がかかるようになった「専業の母」の成立によって、「育てる母」「教育する母」は、自分の作品すなわち子どもの出来で評価を測られるようになっていた。「母子密着」は母の基盤の不安定さと核家族の孤立、そしてその中で父の疎外と構造的に結びついている。家庭の事業が子育て一つに集約された結果、母の評価は、子どもの出来によって計られることになった。このことは自分の作品として子どもを捉えることを意味する。これによって、養子のように、血縁による結びつきのない子どもは、自分の評価、存在証明にならないという考え方が生まれた。

#### （2）特別養子縁組

特別養子縁組制度は、1988年に誕生した子どもの福祉のための養子縁組である。そのことは、特別養子縁組に関する民法第817条の7「子の利益のための特別の必要性」という項目からわかる。すなわち、「特別養子縁組は、父母による養子となるものの監護が著しく困難又は不相当であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認められるときに、これを成立させるものとする。」という項目である。これによって現在日本には、普通養子と特別養子と言う二種類の養子制度が存在することとなり、この二種類の制度が選択的に用いられている。家庭裁判所が許可または宣告する普通養子と特別養子の制度上の違いを次頁の表1にまとめた（菊池，2001）。

また、ここで戦後の養子に関する件数をグラフに表した。戦後の家庭裁判所の養子に関する許可件数の急激な減少は、「イエのための養子」の徹底的な不必要性を物語ると同時に、「子どものための養子」の近代家族への参入の難しさも物語っている。また、家庭裁判所の特別養子縁組の許可件数の推移も、同様に近代家族への養子の参入の難しさを表しているといえる。

平成16年の『司法統計年報3家事』における家事審判・調停事件の事件別の「養子をするについての許可」の項目によれば、その件数の変化は図1の通りである。

表1 家庭裁判所が許可または宣告する普通養子と特別養子の制度上の違い

	家裁が許可する普通養子縁組	家裁が宣告する特別養子縁組
養子の対象年齢	20歳未満	6歳未満、それ以前より2年以上養育していれば8歳まで
養子縁組が可能な人	夫婦共同縁組、独身者、夫婦の一方による単身の養子縁組が可能	原則として夫婦共同縁組
子の血族との関係	縁組後も続き、養子は実親と養親の2組の親を持つ	縁組によって終了し、養親が唯一の法律上の親となる
離縁	協議離縁、裁判離縁可能	離縁は厳しく制限
目的	家名・家業の継承、財産相続、子の養育、父母と同姓を得るためなど多様	親や家族との関係を失った幼少の子どもを引き取って育てること
縁組形式	家庭裁判所の許可を必要とする任意の縁組契約。養子が15歳未満のときは、親または後継人が代諾	国（家庭裁判所）が縁組を宣言する。親の同意を原則とするが、父母がその意思を表示出来ない時、または父母による虐待、養子となるものの利益が著しく害されるときには免除
試験養育期間	なし	6ヶ月以上

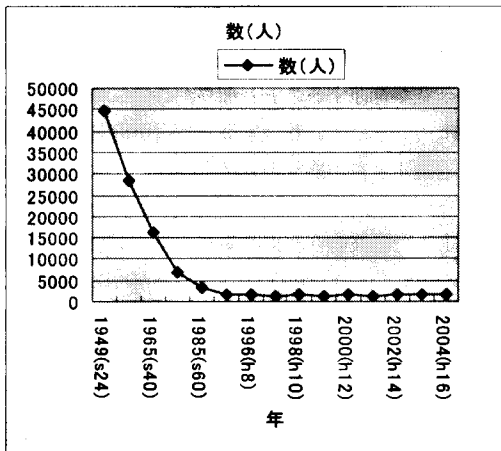


図1 家庭裁判所の「養子をするについての許可」件数（最高裁判所事務総局編 2004 司法統計年報：平成16年3家事編より作成）

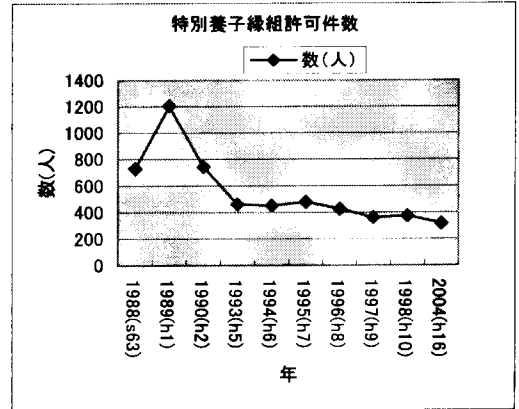


図2 家庭裁判所の特別養子縁組許可件数（最高裁判所事務総局編『司法統計年報』昭和63年、平成1年、平成2年、平成5～10年、平成16年より作成）

1949年から1955年まで急速に減少し、1995年から約10年間少しずつ減少するもののそれほど変化していないことが見て取れる。これは、2つの世界大戦で犠牲になった孤児や婚外子の国内・国際間の養子縁組が増加した（菊池，2004）ヨーロッパ各国とは対照的である。また、特別養子縁組の家庭裁判所の許可数の変化を図2に示す。

特別養子縁組の許可件数も1989年の例外はあるが、少しずつ減少傾向にあることがわかる。1989年の例外的な件数の増加は、特別養子縁組制度の成立を受けて、今まで普通養子であった人々が特別養子への書類上の移行を希望し、それが受け入れられたことによる。よって概して特別養子縁組制度の件数が徐々に減少傾向にあるといってよい。

この2つのデータから、戦後養子件数は急激に減少したことで「子どもの福祉のための養子」であるところの特別養子縁組制度は、1988年の発足以来未だ一般に普及するには至っていないことがわかる。その背景には、不幸な養子、そして、その不幸な養子しか持てなかった不幸な養親という暗いイメージがある。では、なぜ、養子は不幸とされるに至ったのか。次節では、本論文の結論として、それについての解釈を提示したい。

#### 4、総括：家族制度の変化と養子縁組のイメージの関係

一般に近代家族形態は前述したように「夫はサラリーマン、妻は専業主婦の子供中心主義の排他的な核家族」とまとめられるが、日本の近代家族を考える際に、もっと質的な特性を考慮せねばならないのではないか。その特性とは、典型的な近代家族を考えると、完全に確立した「個」と「個」が結びついて作られる欧米の近代家族に比して、日本の近代家族は「個」の結びつきというよりも縮小した「家」の構成員という意味が、重要であるということだ。つまり、徹底的な「個」の確立、すなわち個人主義の欧米社会とそうでない日本社会とでは、同じ近代家族の形態をとっているように見えても、その性質は異なっている。

日本の家族形態の変化は、一個の事業体として自給自足的な「イエ」から、その事業を唯一子育てへと縮小した「家」への変化であるといえる。しかし、その変化の中で一貫していることは「個」のなさである。「イエ」はそれ自身が一個の事業体としてイエの継続のためにさまざまな養子制度を生み出し利用してきた。ある人物は、あくまでイエの一構成員としての人物であった。あるのは個人の結びついた集団ではなく、一個の集合体なのである。このような性質は「家庭」においても見られる。例えば、結婚式場で見られる看板には「〇〇家」「△△家」の婚礼として、ある個人と個人の結びつきではなく、一個の集合体と集合体の結びつきとして表現される。また、盆暮れの帰省ラッシュは、あくまで家庭はイエ的な要素をなくしていないことを示唆している。

このような「家庭」における家的要素へのこだわりは、不妊治療にも現れている。現在日本では、急速に生殖医療が進歩・普及してきている。具体的には、1949年慶応大学付属病院において日本初の人工授精児（AID児）が誕生し、1983年日本初の体外授精児が東北大学医学部付属病院で誕生、1988年日本初体外受精卵の凍結保存を開始、1994年顕微授精・ICSIを用いた妊娠に成功（上杉、2005）というように、ここ50年の技術発達は著しいといえる。

また、専門委員会・法律などについては、2000年、生殖補助医療技術に関する専門委員会「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療のあり方についての報告書」提出、2003年生殖補助医療部会「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」提出、2003年法制審議会生殖補助医療関連親子法

制部会「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する要綱中間試案」を公表、親子の規定に関する法律の見直し開始（上杉、2005）というように現在進行形の形である。

このような不妊治療の技術向上に対する近年の専門委員会報告書の方針から浮き彫りになることについて柘植（2005）は、以下のことを述べている。専門委員会は、兄弟姉妹等からの精子や卵子の提供を認めるという方針を定めているのだが、その理由として「我が国においては、血のつながりを重視する考え方が根強く存在していることから、精子・卵子・胚を提供する人と提供を受ける人の双方が、兄弟姉妹等から提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施を希望することも考えられているところである」としている。

柘植（2005）は、「ここにおいて、新生殖技術が新しい家族のあり方の可能性を拓くという幻想は、あっさり崩れ去るのである。つまり、血のつながりが重視されているのである。」と述べ、自身の2003年オーストリアにおける調査から、オーストリアにおける自分の友だち・知人をドナーとして連れてきてカウンセリングや登録などの手続きをする（Known Donor）システムの存在と、日本の友人・知人よりも「血のつながり」のある兄弟姉妹に焦点が当たる点を比較して、文化的状況を反映していると述べている。このことは、現在日本における、イエ的な影響の存在の傍証としても解釈可能である。簡単に言えば他姓よりも同姓、より所属する「家庭」の明確な存在から精子・卵子・胚を貰い受けたいという願望である。

まとめれば、不妊治療は、背反する2つの可能性を持っている。1つは不妊治療によって、血縁による家族に凝り固まらず、様々な新しい家族を作っていくのではないかという可能性である。例えばアメリカなどで、精子バンクから買って来た精子と代理母によって子どもを作り、その子どもを自分の子どもとして家族を作る場合などはこれにあたる。この場合、自分と子どもには血縁関係はない。つまり、血縁による家族ということにこだわることが、なくなっていくのではないかという可能性であるといえる。

しかし、日本の家族制度の歴史は、それとは異なるもう一つの可能性に向って進んでいる。すなわち、不妊治療は血縁による家族を追及するための手段となる可能性である。血縁による家族を追及するための手段となった不妊治療は、血縁によらない家族を逆に圧迫することに

なっている。これによって日本において不妊治療は、養子のイメージを暗くする一つの要因となっている。

このように、日本という「個」なき社会において、属すべき「家庭」を持たない人物というのは、社会の異端者として立ち現れる。つまり、近代家族の中での養子の受け入れ、すなわち「子どものための養子」の社会的受容には、徹底的な個人主義の価値観が必要である。現代、日本で、なぜ養子が受け入れられないか（ネガティブなイメージを持たれているか）といえ、もちろん育ててくれる人がいないからネガティブなイメージが伴うということもあると思う。しかし、真の理由は両親が育てられないで乳児院などで暮らす子どもたちは、それぞれが所属すべき「家庭」の外部に存在するという点で、日本社会における異端者として、ネガティブに受け止められるのではないだろうか。つまり普通の子も達が持っている「A家」「B家」「C家」というそれぞれが所属すべき「家庭」を持っていないということである。日本の「家庭」と比べて欧米型の核家族（Family）では、2歳の子どもを一人で寝かせるなど、徹底した「個」の確立がなされている。Familyとは、「個」と「個」が結びつくことによって成立し、また生まれた子どもも「個」として教育されるといえる。このような「個」が完全に確立している社会では、一個の「個」である子どもが所属すべき「家庭」を持っていないとしても問題視されない。

属すべき「家庭」を持たないということに対する日本人の対応は「どこの馬の骨とも知らない」という言葉に集約されるのであろう。つまり属すべき「家庭」が「どこ」とも知れないことに対する不安感（あやしさ、異常視）が現代の日本の養子のネガティブなイメージの原因、養子の減少の原因であると考えられる。「家庭」という集合体から外れることを嫌うという傾向は、日本の婚外出生割合の低さからも伺うことができる。婚外出生割合は、1993～1994年にアイスランド・スウェーデンは50%台、デンマーク・ノルウェーは40%台、フィンランド・イギリス・フランスは30%台、旧西ドイツ・ベネルックス3国などの中部ヨーロッパ諸国・イタリア・スペインなどの南欧諸国は20%以下で比較的低水準にあるとされる（阿藤、1996）。このようなヨーロッパ諸国に比べて、日本の毎年の総出産数に占める婚外子の割合は、1964～1994の30年ほど1%前後でほとんど変化がない（阿藤、1996）。

今後、このように形成された養子の暗いイメージを明るくしていくためには、どのような方向性を考えればよ

いかを、実例に則して模索していきたい。

#### 引用文献

- 阿藤 誠（編） 1996 先進諸国の人口問題 東京大学出版社
- 鎌田 浩 1988 武士社会の養子—擬制された親子—三省堂
- 河合孝典 1999 近代日本における養子制度 名城法学論集, 27, 123-140.
- 菊池 緑 2001 養子縁組に関する支援について 思春期学 18, 318-324.
- 菊池 緑 2004 ヨーロッパの養子政策 国際交流 26, 25-28.
- 木村修二 1994 近代公家社会の「家」に関する一試論—養子縁組をめぐる— 史泉, 79, 34-56.
- 近藤佳代子 1980 明治民法施行前の廃戸主制度と「家」 阪大法学, 113, 43-84.
- 近藤佳代子 1983 明治前期における幼年戸主の養子 宮城教育大学紀要, 18, 74-90.
- 小山静子 2002 子どもたちの近代 吉川弘文館
- 森岡清美 1993 現代家族変動論 ミネルヴァ書房
- 村上泰亮・公文俊平・佐藤誠三郎 1979 文明としてのイエ社会 中央公論社
- 中田 薫 1926 法制史論集 岩波書店
- 小野重朗 1978 薩摩の山村にみる養子慣行 日本民俗学, 114, 22-36.
- 樂木章子 2005 血縁なき親子関係をつくるネットワーク—NPO法人「環の会」の事例研究— 実験社会心理学研究, 44(1), 15-26.
- 最高裁判所事務総局（編） 2004 司法統計年報 平成16年3家事編
- 最高裁判所事務総局（編） 司法統計年報 昭和63年、平成1年、平成2年、平成5～10年、平成16年
- 竹内利美 1969 家族移動慣行の展望—家族慣行と家制度— 恒星社厚生閣
- 拓植あづみ 2005 生殖補助医療に関する議論から見る「日本」 上杉富之（編） 現代生殖医療—社会科学からのアプローチ— 世界思想社 138-158.
- 上野千鶴子 1994 近代家族の成立と終焉 岩波書店
- 上杉富之（編） 2005 現代生殖医療—社会科学からのアプローチ— 世界思想社
- 依田精一 2004 家族思想と家族法の歴史 吉川弘文館



## WHY CHILD ADOPTION IS TAKEN AS DARK AND UNHAPPY IN JAPAN?

-- A HISTORICAL CONSIDERATION --

Michiru TAKEUCHI, Akiko RAKUGI

How dark and unhappy conception of child adoption was historically formed in Japan was discussed in this paper. In the Tokugawa period, until the mid of the nineteenth century, child adoption was widely used to maintain a lineage of household not only in a governing class but in common people and was taken positively along with a notion that it was sometimes more advantageous even for a first son than taking over his own household. It was emphasized in this paper that a household in the Tokugawa period, characterized as a business organization, shrank the variety of business that had been done in it in the process of modernization and finally became a current form of family in which nothing but child rearing remains as a business. Importantly, this process has proceeded without sufficient development of individualism by which a family is underpinned in the West. It follows that a child who is not reared by real parents tends to be regarded as unhappy because he/she cannot identify him/herself either as a member of any family or as an individual person. Also, adoptive parents who cannot enjoy child rearing unless taking over such a child tend to be looked at with dark impression.